



埼玉県報

第 2916 号
平成 29 年(2017 年)
7 月 11 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県虐待禁止条例のあらまし（福祉政策課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）

条例

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県虐待禁止条例（福祉政策課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

告示

- 平成 29 年 4 月から 6 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県道東松山越生線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 建築基準法第 73 条第 1 項の規定に基づく建築協定の認可（越谷建築安全センター）

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（人事課）

一 趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当の給付内容等を改正

二 内容

- (一) 個別延長給付の拡充
- (二) 移転費の支給対象の追加

三 施行期日

公布の日。ただし、(二)は平成三十年一月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）

（人事課）

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が育児休業に係る子が二歳に達する日まで育児休業をすることができる特に必要と認められる場合を定めるための改正

二 内容

子が一歳六か月に達する日に育児休業を取得している非常勤職員が、人事委員会規則で定める事由に該当する場合に、子が二歳に達する日まで育児休業を取得することができるものとする。

三 施行期日

平成二十九年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、さいたま市に住所を有する場合における個人の県民税の所得割の税率について県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源の移譲のため引き下げ等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

県費負担教職員の給与負担事務に係る改正に伴い、さいたま市に住所を有する納税義務者に係る所得割の税率を引き下げる。

(二) 不動産取得税

ア 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正する措置を講ずる。

イ 家庭的保育事業等の用に供する家屋を取得した場合、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準から控除する額について、当該不動産の価格の三分の二に相当する額とする。

(三) 自動車取得税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置等について、対象を絞り込むとともに、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

(四) その他

地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

(一) 平成三十年一月一日

(二) 二(二)ア及び二(三) 平成三十年四月一日

(三) 二(二)イ 公布の日

(四) 二(四) 平成三十一年一月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県虐待禁止条例（埼玉県条例第二十六号）（福祉政策課）

一 趣旨

児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資するもの

二 内容

(一) 定義

ア 虐待

養護者による児童等に対する身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト及び経済的虐待

イ 児童 十八歳未満の者

ウ 高齢者 六十五歳以上の者

エ 障害者

心身の機能に障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

オ 養護者 児童等を現に養護する者

カ 施設等養護者

児童等を現に養護する者のうち、児童福祉施設、養介護施設及び障害者福祉施設の従事者、学校の教職員並びに病院等の医師、看護師等

キ 関係団体 児童等の福祉に業務上関係のある団体

(二) 基本理念

ア 虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであつて、いかなる理由があつても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならないこと

イ 虐待の防止等は、社会全体の問題として、地域の多様な主体が相互に連携しながら取り組まなければならないこと

ウ 虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ること
を最優先とすること

エ 養護者への支援は、切れ目なく行われなければならないこと

(三) 県等の責務等

ア 県の責務

虐待の防止等に関する施策の策定及び実施等

イ 養護者の責務

虐待の禁止、児童等が安心して生活できる環境づくり

ウ 養護者の安全配慮義務

養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないよう安全の確保
についての配慮等

(四) 関係団体等の役割

ア 関係団体の役割

虐待の早期発見、虐待防止施策への協力等

イ 県民の役割

虐待のない地域づくりへの積極的な参加等

(五) 主要な施策

ア 虐待予防の取組

イ 乳児家庭全戸訪問事業等による児童虐待予防の取組

ウ 啓発活動

エ 通告、通報、届出及び相談の環境の整備等

オ 情報の共有

カ 早期対応

キ 虐待を受けた児童等に対する援助

ク 養護者に対する支援

ケ 人材の育成

コ 虐待の防止等に関する研修

サ 虐待に係る検証

シ 児童又は高齢者に準ずる者に対する措置

ス 体制の整備

セ 財政上の措置

三 施行期日

平成三十年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定するための改正

二 内容

補償基礎額及び介護補償の額の改定

三 施行期日

公布の日

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として知事が定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十三条第十一項第五号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の一項を加える。

45 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由にハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内

より就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らし当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準で再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導をに照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）
業指導を行うことが適当であると認められたもの
とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第十一項第五号の改正規定及び附則第四項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）第十三条第十項及び附則第四十五項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第十三条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第四十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員）の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第十三条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十三条第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十三条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「日」の下に「（第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を加える。

第二条の三第三号中「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六か月到達日」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）
第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第三条第六号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「百分の四」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

第二十五条の二中「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第三十二条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則第七条の三第一項で定める事項」に、「著しく」を「著しい」に、「施行規則第七条の三第一項及び第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、「区分所有者」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項及び第六項において同じ。）」を加え、「次項において同じ。」によつてあん分して」を「」（第六項において「専有部分の床面積の割合」という。）により按分して」に改め、同条第十項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」及び「同法第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる」

を削り、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七条の三の二第一項で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項において準用する施行規則第七条の三第二項及び第三項の規定により当該割合を補正した割合。ただし、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員がこれらの程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第七条の三の二第三項により補正した当該専有部分の床面積（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により補正した床面積）

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第三十二条の二の見出し中「特例」の下に「の適用」を加える。

第三十二条の二の三を第三十二条の二の四とし、第三十二条の二の二を第三十二

条の二の三とし、第三十二条の二の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第三十二条の二の二 法第七十三条の第十四項から第十三項までに規定する条例で定める割合は、いずれも三分の二とする。

第三十二条の十一第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に改める。

第三十二条の十一の三第六項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に改める。

第九十六条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第六条第一号中「百分の一・二」の下に「(当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)」を、「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を加え、同条第二号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を、「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を、「百分の〇・一五」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一五)」を加え、同条第四号中「百分の〇・一四)」を、「百分の〇・一五」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一五)」を加える。

附則第十二条第一項中「第三十二条の二の二」を「第三十二条の二の三」に改める。

附則第十八条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四号イ(2)及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第十八条の二第二項中「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十八条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三

十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十八条の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十八条の四第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二条の二の見出しの改正規定及び第三十二条の二の三を第三十二条の二の四とし、第三十二条の二の二を第三十二条の二の三とし、第三十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日

- 二 第二十四条第一項及び第二十五条の二の改正規定並びに附則第六条の改正規定並びに次項の規定 平成三十年一月一日

三 第三十二条、第三十二条の十一及び第三十二条の十一の三第六項の改正規定並びに附則第十八条、第十八条の二及び第十八条の四の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 平成三十年四月一日

四 第九十六条第一項の改正規定 平成三十一年一月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例第三十二条の二の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三十二条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。))の平成三十年四月一日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成二十九年四月一日前に新築されたこの条例による改正前の埼玉県税条例第三十二条第四項の一棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。))の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。))の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。))の専有部分等の平成三十年四月一日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適

用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県虐待禁止条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県虐待禁止条例

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	虐待の予防（第九条―第十二条）
第三章	虐待の早期発見及び虐待への早期対応（第十三条―第十五条）
第四章	児童等に対する援助等（第十六条・第十七条）
第五章	人材の育成等（第十八条―第二十二条）
第六章	雑則（第二十三条―第二十五条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 虐待 次のいずれかに該当する行為をいう。

イ 養護者とその養護する児童等について行う児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二条。以下「児童虐待防止法」という。）第二条各号、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第二条第四項第一号及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）第二条第六項第一号に掲げる行為

ロ 養護者又は児童等の親族が当該児童等の財産を不当に処分することその他

当該児童等から不当に財産上の利益を得ること。

ハ 施設等養護者が児童等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ニ 使用者である養護者がその使用する児童等について行う心身の正常な発達を妨げ、若しくは衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その使用する他の労働者によるイに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

二 児童 児童虐待防止法第二条の児童をいう。

三 高齢者 高齢者虐待防止法第二条第一項の高齢者（同条第六項の規定により高齢者とみなされる者を含む。）をいう。

四 障害者 障害者虐待防止法第二条第一項の障害者をいう。

五 養護者 児童等を現に養護する者をいう。

六 施設等養護者 養護者のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項の児童福祉施設（次号において「児童福祉施設」という。）その他の知事が告示で定める施設又は事業（第十九条において「児童福祉施設等」という。）に係る業務に従事する者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校、同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百三十四号第一項の各種学校（これらのうち児童が在籍しているものに限る。以下「学校」という。）の教職員、高齢者虐待防止法第二条第二項の養介護施設従事者等（第二十条において「養介護施設従事者等」という。）、障害者虐待防止法第二条第四項の障害者福祉施設従事者等（第二十一条において「障害者福祉施設従事者等」という。）並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院及び同条第二項の診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）（次号において「病院等」という。）の医師、看護師その他の従業者をいう。

七 関係団体 児童福祉施設、学校、高齢者虐待防止法第二条第五項第一号の養介護施設（第二十条第二項において「養介護施設」という。）、障害者虐待防止法第二条第四項の障害者福祉施設（第二十一条第二項において「障害者福祉施設」という。）、病院等その他児童等の福祉に業務上関係のある団体をいう。

八 通告 児童福祉法第二十五条第一項及び第三十三条の十二第一項並びに児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告をいう。

九 通報 高齢者虐待防止法第七条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項から第三項までの規定並びに障害者虐待防止法第七条第一項、第十六条第一項及び第二十二条第一項の規定による通報をいう。

十 届出 児童福祉法第三十三条の十二第三項、高齢者虐待防止法第九条第一項

及び第二十一条第四項並びに障害者虐待防止法第九条第一項、第十六条第二項及び第二十二條第二項の規定による届出をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があつても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならない。

2 虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

3 虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この項において同じ。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（第七条第二項及び第八条において「基本理念」という。）にのっとり、虐待の防止等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町村に対し、福祉、保健、教育等に関する業務を担当する部局の相互の連携を強化し、児童等を守るための役割を主体的に担うよう求めるとともに、市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

3 県は、市町村と連携し、関係団体が行う虐待の防止等に関する活動について必要な協力を行うものとする。

(養護者の責務)

第五条 養護者は、児童等に対し、虐待をしてはならない。

2 養護者は、自らが児童等の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、県、市町村及び関係団体による支援を受ける等して、その養護する児童等が安全に安心して暮らすことができるようにしなければならない。

(養護者の安全配慮義務)

第六条 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）は、その養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないうよう、その安全の確保について配慮しなければならない。

2 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者に限る。）は、その養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないう、その安全の確保について専門的な配慮をしなければならない。

3 児童を現に養護する者は、その養護する児童の安全を確保するため、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。）に児童を外出させないよう努めなければならない。

（関係団体の役割）

第七条 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、虐待の早期発見に努めるとともに、その専門的な知識及び経験を生かし、児童等及びその養護者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の関係団体と連携し、県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第八条 県民は、基本理念についての理解を深め、県民と児童等及びその養護者との交流が虐待の防止等において重要な役割を果たすことを認識し、虐待のない地域づくりのために積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 虐待の予防

（虐待予防の取組）

第九条 県は、虐待の予防に資するため、市町村及び関係団体と連携し、児童等が安全に安心して暮らせるよう、養護者、県民等に対し、虐待の防止等に関する情報の提供及び相談の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（児童虐待予防の取組）

第十条 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、市町村が養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等による児童虐待予防の取組）

第十一条 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、市町村に対し、児童福祉法第六条の三第四項の乳児家庭全戸訪問事業及び同条第五項の養育支援訪問事業（以下この条において「乳児家庭全戸訪問事業等」という。）の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 県は、市町村が乳児家庭全戸訪問事業等の対象となる全ての児童の状況を把握することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、市町村に対し、乳児家庭全戸訪問事業等の実施状況について、必要と認める事項の報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十二条 県は、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため、市町村と連携し、分かりやすいパンフレット等の作成及び配布、養護者に対する研修の実施その他の必要な啓発活動を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、児童の発達段階に応じた適切な虐待の防止等に関する教育を行う機会を確保するため、市町村と連携し、必要な施策を実施するものとする。

3 学校は、児童及びその保護者（児童虐待防止法第二条の保護者をいう。）に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めなければならない。

第三章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

(通告、通報、届出及び相談の環境の整備等)

第十三条 県は、早期に虐待を発見することができるよう、市町村と連携し、虐待を受けた児童等（虐待を受けたと思われる児童等を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）を発見した者にとって通告又は通報を行いやすい環境、虐待を受けた児童等にとって届出を行いやすい環境及び虐待を受けた児童等の家族その他の関係者にとって相談を行いやすい環境の整備に努めなければならない。

2 県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る通告、通報及び届出を常時受けることができる環境の整備に努めなければならない。

3 県は、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届出又は相談を行った者に不利益が生ずることがないよう、その保護について必要な配慮をしなければならない。

(情報の共有)

第十四条 県は、虐待の早期発見及び虐待への早期対応を図るため、個人情報保護に留意しつつ、児童相談所、警察署、市町村、関係団体その他の虐待の防止等に関するものの間における虐待に関する情報の共有の促進その他の緊密な連携の確保を図るための措置を講ずるものとする。

2 知事及び警察本部長は、虐待を防止するため、相互に虐待に関する情報又は資料を提供することができる。

3 知事及び警察本部長は、相互に情報又は資料を提供したときは、緊密な情報の共有を図るため、その後も引き続き相互に必要な情報又は資料の提供を行うものとする。

4 県は、虐待の防止等を適切に実施するため、他の都道府県その他の地方公共団体と連携し、虐待に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(早期対応)

第十五条 県は、虐待に関する通告、通報、届出又は相談を受けたときは、必要に応じ、市町村及び関係団体と連携し、速やかに、当該通告、通報、届出又は相談に係る虐待を受けた児童等の安全の確認を行うための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 児童等に対する援助等

(虐待を受けた児童等に対する援助)

第十六条 県は、虐待を受けた児童等に対し、虐待から守られた良好な生活環境の確保及び心身の健康の回復を図るため、市町村及び関係団体と連携し、必要な援助その他の必要な措置を講ずるものとする。

(養護者に対する支援)

第十七条 県は、養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、市町村及び関係団体と連携し、情報の提供、相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、養護者が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護を行うことができるよう、環境の整備を行うものとする。

2 県は、虐待を行った養護者が良好な家庭的環境を形成し、及び虐待を繰り返すことがないよう、市町村及び関係団体と連携し、当該養護者に対し、必要な指導及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 人材の育成等

(人材の育成)

第十八条 県は、県、市町村及び関係団体において専門的知識に基づき虐待の防止等が適切に行われるよう、これらに係る専門的知識を有する人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止等に関する研修)

第十九条 県は、児童に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、児童の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者又は学校の設置者は、その業務に従事する者又は教職員に対し、児童に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 児童福祉施設等に係る業務に従事する者及び学校の教職員は、前項の規定によ

る研修を受けるものとする。

第二十条 県は、高齢者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、高齢者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 養介護施設の設置者又は高齢者虐待防止法第二条第五項第二号の養介護事業を行う者は、その養介護施設従事者等に対し、高齢者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 養介護施設従事者等は、前項の規定による研修を受けるものとする。

第二十一条 県は、障害者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、障害者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 障害者福祉施設の設置者又は障害者虐待防止法第二条第四項の障害福祉サービス事業等を行う者は、その障害者福祉施設従事者等に対し、障害者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 障害者福祉施設従事者等は、前項の規定による研修を受けるものとする。

(虐待に係る検証)

第二十二条 県は、市町村と連携し、県内で発生した児童等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待について検証を行うものとする。ただし、県が行う検証と同等の検証を市町村が行う場合は、この限りでない。

第六章 雑則

(児童又は高齢者に準ずる者に対する措置)

第二十三条 県は、この条例の趣旨にのっとり、市町村と連携し、児童又は高齢者以外の者であっても、現に養護を受けている者で、特に必要があると認められるものについては、児童又は高齢者に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備)

第二十四条 県は、虐待の防止等を適切に実施し、及び虐待を受けた児童等に迅速かつ適切に対応するため、県、市町村、関係団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 前項の連携協力体制の整備に当たっては、虐待を受けた児童等の適切な保護と養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）に対する効果的な支援との両立が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の機能の強化及び運営の充実を図るため、必要な援助を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、虐待の防止等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、第一号」の下に「及び第三号から第六号までのいずれか」を加え、「四百三十三円」を「一人につき二百十七円」に改め、「から第五号までのいずれか」を削り、「二百十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」を「三百三十四円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第七条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

別表中

「	」
六、〇八三円	七、八四五円
五、一三三円	六、八一五円
六、〇八三円	九、四九〇円
一〇、七四三円	七、九八〇円

を

「	」
一一、六〇八円	六、一三〇円
一二、三五〇円	七、八九三円
八、八七八円	五、一七〇円
九、三四〇円	六、一四八円

に改める。

九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、六二〇円	一二、三六三円
六、八三八円	七、九九五円	八、八八八円	九、三五〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項（次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに平成二十九年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」とする。

4 施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百三十四円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

5 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

6 改正後の別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額につ

いて適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十二条第六項後段」を「第三十二条第七項後段」に改める。

第十三条の二の見出し中「特例」の下に「の適用」を加え、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十三条の三第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十四条中「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に改める。

第四十条第二項中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

第四十二条の見出し中「売りさばき」を「売りさばき等」に改め、同条中「納税証紙は、」の下に「知事の指定を受けた者（以下「納税証紙売りさばき人」という。）並びに」を加え、同条に次の八項を加える。

2 前項の指定を受けようとする者は、納税証紙売りさばき人指定申請書（次項において「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により納税証紙売りさばき人を指定したときは、指定申請書を提出した者に対し、その旨を納税証紙売りさばき人指定通知書（次項及び第六項において「指定通知書」という。）により通知するものとする。

4 納税証紙売りさばき人は、その氏名又は名称、売りさばき場所等を変更しようとするとき、又は売りさばきを廃止しようとするときは、あらかじめ指定通知書を添えて納税証紙売りさばき人指定事項変更届（次項において「変更届」という。）又は納税証紙売りさばき廃止届（第九項において「廃止届」という。）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、変更届の提出があつたときは、その変更に係る事実を確認し、指定に係る事項の変更を行うものとする。この場合においては、第三項の規定を準用する。

6 納税証紙売りさばき人は、その売りさばき場所の見やすい場所に指定通知書若しくは前項において準用する第三項の規定による通知に係る書面又はこれらの写

しを掲げなければならない。

7 知事は、納税証紙売りさばき人が次のいずれかに該当するときは、納税証紙売りさばき人の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定に違反したとき。

二 その他納税証紙売りさばき人として不相当と認めたととき。

8 知事は、前項の規定により納税証紙売りさばき人としての指定を取り消したときは、納税証紙売りさばき人指定取消通知書により当該取消しに係る者に対し通知するものとする。

9 知事は、第一項の規定により納税証紙売りさばき人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消し、若しくは変更し、又は廃止届が提出されたときも、同様とする。

第四十二条の次に次の二条を加える。

(納税証紙売りさばき手数料)

第四十二条の二 納税証紙売りさばき人に対しては、買い受けた納税証紙の額面金額に千分の十の率を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額を、売りさばき手数料として交付する。

(納税証紙の買受け等)

第四十二条の三 納税証紙売りさばき人は、納税証紙を買い受けようとするときは、納税証紙交付請求書を税務課長に提出し、買い受けようとする納税証紙の証紙代金(納税証紙の額面金額から前条の規定により交付されるべき売りさばき手数料に相当する額を控除した金額をいう。次項及び次条において「証紙代金」という。)を納付しなければならない。

2 税務課長は、証紙代金の納付があつたときは、納税証紙受領書と引換えに納税証紙交付書及び納税証紙を交付しなければならない。

第四十三条中「又は廃止されたとき」を「若しくは廃止されたとき、又は第四十二条第七項の規定により納税証紙売りさばき人の指定が取り消されたとき」に改め、「額面金額」の下に「(納税証紙売りさばきに係るものにあつては証紙代金)」を加える。

第四十四条の表六十四の二号を次のように改める。

六十四の二

納税証紙売りさばき人指定申請書(第四十二条第二項の申請書)

別記様式第六

十四号の二

第四十四条の表六十四の二の次に次の七号を加える。

六十四の二の二	納税証紙売りさばき人指定（変更）通知書（第四十二条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知書）	二	別記様式第六十四号の二の
六十四の二の三	納税証紙売りさばき人指定事項変更届（第四十二条第四項の変更届）	三	別記様式第六十四号の二の
六十四の二の四	納税証紙売りさばき廃止届（第四十二条第四項の廃止届）	四	別記様式第六十四号の二の
六十四の二の五	納税証紙売りさばき人指定取消通知書（第四十二条第八項の通知書）	五	別記様式第六十四号の二の
六十四の二の六	納税証紙交付請求書（第四十二条の三第一項の請求書）	六	別記様式第六十四号の二の
六十四の二の七	納税証紙受領書（第四十二条の三第二項の受領書）	七	別記様式第六十四号の二の
六十四の二の八	納税証紙交付書（第四十二条の三第二項の交付書）	八	別記様式第六十四号の二の

別記様式第六十四号の二を次のように改める。

別記様式第六十四号の二

納税証紙売りさばき人指定申請書	
年 月 日	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">申請人 住所又は所在地 氏名又は名称 ㊟</p> <p>納税証紙売りさばき人の指定を受けたいので、埼玉県税条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。</p>	
納税証紙の 売りさばき場所	
売りさばき期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第六十四号の二の次に次の七様式を加える。

別記様式第六十四号の二の二

納税証紙売りさばき人指定（変更）通知書							
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">埼玉県知事 印</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日付けの納税証紙売りさばき人の指定の申請 指定事項変更の届出</div> <p>については、次のとおり指定したので通知します。 指定を変更</p>							
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
指定事項又は変更後の指定事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">住所又は所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">納税証紙の売りさばき場所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住所又は所在地		氏名又は名称		納税証紙の売りさばき場所	
住所又は所在地							
氏名又は名称							
納税証紙の売りさばき場所							

別記様式第六十四号の二三

納税証紙売りさばき人指定事項変更届	
年 月 日	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">納税証紙売りさばき人 住所又は所在地 氏名又は名称 ㊟</p> <p>年 月 日付で納税証紙売りさばき人について指定を受けた事項を、次のとおり変更するので届け出ます。</p>	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
変更予定年月日	年 月 日
備 考	

別記様式第六十四号の二の四

納税証紙売りさばき廃止届	
年 月 日	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">納税証紙売りさばき人 住所又は所在地 氏名又は名称 ㊟</p> <p>年 月 日付で指定を受けた納税証紙の売りさばきを次の とおり廃止するので届け出ます。</p>	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

別記様式第六十四号の二の五

納税証紙売りさばき人指定取消通知書	
年 月 日	
様	
埼玉県知事 印	
年 月 日付けで行った納税証紙売りさばき人としての指定を、次の理由により取り消します。	
指定取消年月日	年 月 日
理 由	

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。また、前記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、処分取消しの訴えを提起することもできます。処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第六十四号の二の六

納税証紙交付請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総務部税務課長

納税証紙売りさばき人

住所又は所在地

氏名又は名称

⑨

下記のとおり納税証紙の交付を請求します。

記

納税証紙の種類	枚 数	金 額 (円)
16,500円納税証紙		
11,000 "		
8,200 "		
5,500 "		
4,100 "		
2,700 "		
計		

別記様式第六十四号の二の七

納税証紙受領書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総務部税務課長

納税証紙売りさばき人

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

下記のとおり納税証紙を受領しました。

記

納税証紙の種類	枚 数	金 額 (円)
16,500円納税証紙		
11,000 "		
8,200 "		
5,500 "		
4,100 "		
2,700 "		
計		

別記様式第六十四号の二の八

納税証紙交付書

年 月 日

様

埼玉県総務部税務課長 印

下記のとおり納税証紙を交付します。

記

納税証紙の種類	枚 数	金 額 (円)
16,500円納税証紙		
11,000 "		
8,200 "		
5,500 "		
4,100 "		
2,700 "		
計		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条及び第十四条の改正規定 平成三十年四月一日
- 二 第四十条第二項の改正規定 平成三十一年一月一日

告 示

埼玉県告示第八百三号

平成二十九年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第八百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示（平成28年埼玉県告示第702号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成29年8月24日（木）午前9時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月23日（水）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成29年8月4日（金）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年7月28日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Wako School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:15 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第八百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示（平成28年埼玉県告示第702号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成29年8月24日（木）午前9時45分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月23日（水）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成29年 8 月 4 日 (金) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年 7 月 28 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Gyoda School for Special Needs" and" Higashimatsuyama School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:45 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第八百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示（平成28年埼玉県告示第702号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成29年8月24日（木）午前10時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月23日（水）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成29年8月4日（金）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年7月28日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Honjo School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 10:15 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県告示第八百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立草加かがやき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示（平成28年埼玉県告示第702号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成29年8月24日（木）午前10時45分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月23日（水）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成29年8月4日（金）午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年7月28日（金）午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Soka kagayaki School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 10:45 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道東松山越生線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡鳩山町大字熊井字前河内 五〇九番一地先から同郡同町大 字熊井字東山一〇八八番地先ま で</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年七月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十一月十七日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七十一号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長一 一四四・九五メートル。</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 建築協定の名称

八潮市南川崎サザンパークシティ建築協定

二 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

東京都千代田区平河町一丁目一番地

株式会社 デイアレストコーポレーション

代表取締役 福永 光一

三 建築協定区域

草加都市計画事業八潮南部東一体型特定土地区画整理事業

仮換地 八十一街区十六画地及び二十四から三十五画地

保留地 八十一街区一画地、十五画地及び三十六から三十八画地